

酒類等の製造免許申請書類一覧表

CC1-5102-2

必要書類		免許等区分		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	
		新規の免許申請又はB～L以外の申請等	法人成り、合併、営業譲受け等の申請	期限付免許の永久切替え申請	試験製造免許申請（新規申請者）	試験製造免許申請（既存酒類製造者）	期限付免許の期限延長申出	免許条件の緩和・解除申出（酒類の範囲）	免許条件の緩和・解除申出（製造制限数量）	製造場の移転許可申請	相続の申告	免許の取消申請	酒母・もろみの新規の免許申請	事業譲渡の申告			
申請書様式		CC1-5102	CC1-5102	CC1-5102	CC1-5102	CC1-5102	CC1-5102	CC1-5102	CC1-5115	CC1-5115	CC1-5115	CC1-5125	CC1-5131	CC1-5135	CC1-5103	CC1-5131-2	
製造免許申請書次葉	1	製造場の敷地の状況（別添図面A）	○	○		○	○					○			○		
	2	建物等の配置図（別添図面B）	○	○		○	○					○			○		
	3	製造方法（別紙）（1仕込製造方法を別途添付）	○	○											○		
	4	製造場の設備の状況	○	○		○	○				○		○			○	
	5	事業もくろみ書（事業の概要・収支の見込み・所要資金の額及び調達方法）	○	○							○						
	6	「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書	○	○													
	7	現に所持する酒類又は酒母若しくはもろみ及びこれらの半製品の数量並びにその処分方法													○		
添付書類	酒類製造免許の免許要件誓約書（酒税法10条の規定に該当しない旨）		○	○	○	○			○	○	○		○		○	○	
	申請者（申請者が法人の場合にはその法人の監査役を含む役員全員）の履歴書		○	○											○		
	定款の写し		○	○		○									○		
	土地、建物、設備等が賃貸借の場合は賃貸借契約書等の写し、その他契約書等の写し		○	○		○							○		○		

酒類等の製造免許申請書類一覧表

CC1-5102-2

必要書類		免許等区分												
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
	新規の免許申請又はB～L以外の申請等													
	法人成り、合併、営業譲受け等の申請													
	期限付免許の永久切替え申請													
	試験製造免許申請（新規申請者）													
	試験製造免許申請（既存酒類製造者）													
	期限付免許の期限延長申出													
	免許条件の緩和・解除申出（酒類の範囲）													
	免許条件の緩和・解除申出（製造制限数量）													
	製造場の移転許可申請													
	相続の申告													
	免許の取消申請													
	酒母・もろみの新規の免許申請													
	事業譲渡の申告													
添付書類	地方税（申請者が法人の場合は、「地方法人特別税」を含む。）の納税証明書	○	○	○	○				○	○	○		○	
	最終事業年度以前3事業年度の財務諸表	○	○	○										
	酒類の製造について必要な技術的能力を備えていることを記載した書類	○	○											
	戸籍謄本又は戸籍抄本										○			
	他の相続人の意思表示等										○			
	事業譲渡に関する契約書その他の事業譲渡の事実及び年月日を証する書類の写し													○
	印鑑証明書又は法人番号通知書の写し若しくは運転免許証の写し等											○		
	土地及び建物の登記事項証明書	○	○		○	○				○			○	
	申請者の酒類製造場についての書類（所在地、名称等）	○	○			○								
	既存の酒類製造者の酒類製造場についての書類（所在地、名称等）		○											
	法人成り等についての契約その他その内容が明らかとなる書類の写し		○											
	試験製造計画書				○	○								
	年間の製造数量等							○						
	その他税務署長が必要と認めた書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請書等チェック表	○ CC1-5102-2(1)	○ CC1-5102-2(2)	○ CC1-5102-2(3)	○ CC1-5102-2(4)	○ CC1-5102-2(5)	○ CC1-5102-2(6)	○ CC1-5102-2(7)	○ CC1-5102-2(8)	○ CC1-5102-2(9)	○ CC1-5102-2(10)		○ CC1-5102-2(11)	○ CC1-5102-2(12)	

- (注) 1 次葉及び添付書類は、場合によって省略することができる書類があるので、詳細は各申請書等チェック表(取消申請を除く)を参照する。
 2 法人成り等とは、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第7条第1項関係の5《法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い》に定めるものをいう。
 3 最終事業年度以前3事業年度の財務諸表は、既に税務署に提出している場合は添付不要。